

第4章 景観・まちづくり他

1. 美しい県土景観づくり

■ 景観形成施策の5つの柱

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 地域づくり・まちづくり | 市町村と連携した景観回廊モデル事業等の実施 |
| ② 普及・啓発 | 景観ワークショップ、セミナー等の開催 |
| ③ 屋外広告物 | 屋外広告物条例との連携 |
| ④ 規制誘導 | 景観法に基づく届出制の実施 |
| ⑤ 公共事業 | 公共事業景観形成基準に基づく県事業の実施 |

■ 景観行政のよりどころ

- ・ 景観法
- ・ 山形県景観条例
- ・ ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針
- ・ 山形県景観計画

県では良好な景観を将来の世代に引き継ぎ、心豊かな県民生活や多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与するため、景観条例を定めています。

■ 景観づくりの目標（ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針条例3条）

1 山河の眺めを大切に作る景観づくり

山形県の景観の骨格は、月山や烏海山をはじめとする著名な山岳や本県を代表する最上川によって形づくられています。[山河の構造]

2 土地利用を大切に作る景観づくり

市街地とこれを囲む水田、畑地、樹園地等の田園、その外側の前山群の樹林地がつくる土地利用の三重構造が市街地景観・田園景観・林地景観を美しくしています。[都市と農村の景観秩序]

3 行ってみたい、見てみたいと思われる景観づくり

美しい風景、地域の歴史や文化と結びついた風景は、人々をひきつける魅力を持っています。

4 風景に意味を持たせる景観づくり

地域特有の風景には固有の意味を持ったものがあります。このような風景の意味を味わうことが人々の心を豊かにします。

5 地域づくり・まちづくりと一体となった景観づくり

さまざまな要素が関係してつくられている景観の再構築と創出により、人々の交流を促す魅力ある地域づくり・まちづくりを市町村及び県民との連携の下に行います。

■ 景観形成における県の役割

県が主体となるもの

- 1 広域的な景観
- 2 屋外広告物
- 3 公共事業
- 4 地域づくり・まちづくりモデル事業
- 5 普及・啓発

県が市町村等に協力・支援するもの

- 1 都市景観等、単独の市町村で完結する景観
- 2 景観行政団体への移行
- 3 屋外広告物
- 4 地域づくり・まちづくり

■ 景観回廊 (条例第29条)

景観回廊とは

景観づくりを契機とした地域づくり・まちづくりが景観回廊です。

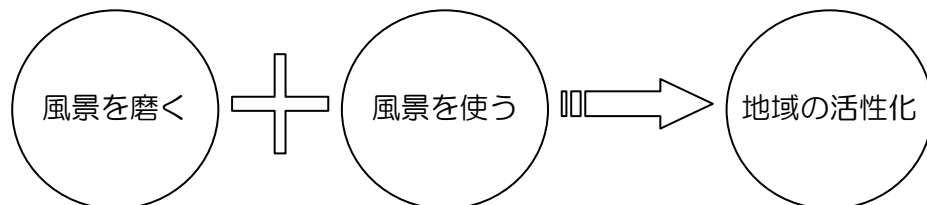
山形県には、人々に感動を与える美しい風景が各地にあります。また、その風景にまつわる物語やその土地にしみ込んだ文化や歴史などが表れた風景も、美しい風景とともに人々を魅了します。

県ではこのような風景を広域的な地域づくり・まちづくりの資源として観光などに活かし、人々の交流を促進することにより、地域の活性化をはかります。

県は、景観回廊のモデル地区を定め、市町村とともに地域住民のみならず観光団体等と連携をはかりながら、地域らしさ、まちらしさの実現につとめます。

置賜景観回廊(平成22年3月10日指定) 庄内景観回廊(平成22年3月10日指定)

景観回廊の取り組み



景観法等の施策の活用

- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定
- ・ 景観協定の締結
- ・ 眺望景観資産の指定
- ・ 視点場の整備
- ・ 風景づくりを意識した公共事業

観光部門との連携

「着地型観光」の商品造成に資する活動

■ 普及・啓発

山形県の景観づくりの基本方針や具体的な施策について、一人でも多くの県民のみならず市町村、関係機関の方に知っていただくことは重要であると考えています。景観づくりは共通理解がないと同じ方向に向いていけないと考えているためです。

景観に対する理解と認識を深め、各々の役割分担の中でどのような取り組みができるのか、身近な景観づくりから県土全域に広げていきたいと考えています。

県が実施する普及・啓発活動

- (1) 講習会・シンポジウム
- (2) ワークショップ支援
- (3) モデル事業による支援
- (4) 子供向けホームページの作成

■ 屋外広告物

屋外広告物は、風景のイメージを大きく左右することがあります。そのため景観法と屋外広告物法は密接に関係しています。県は、景観条例の制定を機に屋外広告物行政との連携につとめます。

■ 届出 (法第16条)

一定規模以上の行為をする場合は、景観法に基づく届出が必要になります。

■ 公共事業 (条例第32条)

県は、公共事業景観形成基準に基づき事業を実施するとともに、事業箇所の市町村のまちづくり計画と連携することで、地域づくり・まちづくりを進めるようつとめます。

■ 眺望景観資産（条例第26条）

眺望景観資産になれる眺め

- 1 将来の世代に引き継いでいくべき良好な眺めを資産として指定します。風景を眺めるふさわしい場所も併せて指定するのが眺望景観資産です。
- 2 眺めの主たる対象物は条例及び規則で次のように定めています。
 - (1) 建造物、(2) 樹木、(3) 田畑、(4) 山、(5) 河川、(6) 海岸、
 - (7) 市街地又は集落を形成している区域、市街地内又は集落内の道路及び沿道の建築物等

眺望景観資産の提案・指定・施策の推進

- (1) 市町村
- (2) NPO法人
- (3) 一般社団法人
- (4) 一般財団法人
- (5) 町内会などの地縁による団体

は、眺望景観資産を提案することができます。個人が提案することはできませんが、地域の人たちで共有できる大事な眺めであれば、町内会を通じて提案していただくことができます。

提案していただいた眺めは、市町村及び山形県景観審議会の意見を聴いて、知事が指定することになります。

指定後は、県民共通の資産として、普及啓発につとめるとともに、地域づくり・まちづくりに活かすようにつとめます。

眺望景観資産の指定

【第1号】「創造の森からの庄内平野の眺め」（鶴岡市）	（平成22年 3月10日 県指定）
【第2号】「下小松古墳群からの米沢盆地の眺め」（川西町）	（平成23年 3月17日 県指定）
【第3号】「ふれあい展望台からの山形市街地とそれをとりまく山々の眺め」（山形市）	（平成24年 3月16日 県指定）
【第4号】「舟形若あゆ温泉からの山河と里の眺め」（舟形町）	（平成25年 3月19日 県指定）
【第5号】「花炭山展望台からの上山市街地とそれをとりまく山々の眺め」（上山市）	（平成26年 3月 7日 県指定）

■ 景観重要建造物（法第19条）

きゅうもがみばし 旧 最上橋	（平成21年 3月17日 県・大江町指定）
もがみしらかわきぼうえんてい 最上白川外防堰堤	（平成25年 3月19日 県指定）
せいのおもや くら ついじへい 清野家主屋、蔵及び築地塀	（平成20年12月14日 大江町指定）
にしやりよかん 西屋旅館	（平成23年 7月 5日 米沢市指定）
ささのかんのんどう かんれんがらん 笹野観音堂及び関連伽藍	（平成24年 6月25日 米沢市指定）

■ 景観重要樹木（法第28条）

ばんざい まつ 万歳の松	（平成21年03月17日 県指定） （平成22年03月31日 県指定継続） （平成22年 4月 1日 米沢市指定）
しんだい 神代カヤ	（平成20年12月14日 大江町指定）
まつほ おおすぎ 松保の大杉	（平成20年12月14日 大江町指定）
やながわくまのじんじや 柳川熊野神社のケヤキ	（平成20年12月14日 大江町指定）

■ 景観行政団体（法第7条）

	景観行政団体になった日	景観計画施行日
酒田市	（平成18年 4月 1日）	平成20年 4月 1日）
鶴岡市	（平成18年 5月 1日）	平成20年 7月 1日）
大江町	（平成19年 4月 1日）	平成19年 9月20日）
長井市	（平成19年 5月 1日）	平成23年 7月 1日）
米沢市	（平成22年 4月 1日）	平成22年 9月 1日）

※県は景観法の施行(平成16年12月17日)と同時に 景観行政団体になっています。

■ 景観行政のあゆみ

平成 5年 2月23日	山形県景観懇談会発足	平成17年 6月 1日	景観法全面施行
平成 7年 6月29日	山形県県土景観ガイドプラン策定	平成19年12月21日	山形県景観条例公布
平成 7年10月24日	山形県景観形成検討委員会発足	平成20年 2月 8日	山形県景観審議会発足
平成11年 3月24日	山形県公共事業等景観形成指針策定	平成20年 2月26日	山形県景観規則公布
平成12年 1月24日	山形県公共施設等色彩デザインマニュアル策定	平成20年 5月23日	ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針策定
平成16年 6月18日	景観法公布	平成20年 5月23日	山形県景観計画策定
平成16年12月17日	景観法施行	平成20年 7月 1日	山形県景観条例・山形県景観規則施行
平成17年 3月23日	山形県景観検討委員会発足	平成20年 7月 1日	山形県公共事業景観形成基準策定

